

令和5年2月14日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 田 中 宏 和 様
大 阪 南 地 域 協 議 会
議 長 森 義 仁 様
泉 南 地 区 協 議 会
議 長 岸 茂 朗 様

貝塚市長 酒 井 了
(公印省略)

2023（令和5）年度政策・制度予算に対する要請について（回答）

2022年10月20日付で提出のありました標記の件について、別添のとおり回答いたします。

2023（令和5）年度 大阪府 政策・制度予算要請（案）

〔(★) 重点項目〕

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

<継続>

① 地域就労支援事業の強化について

大阪府内の関係機関と連携する「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。また、コロナ禍で職を失った女性や子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。

（回答）福祉総務課 商工観光課

「地域労働ネットワーク」の活動が活性化され、コロナ禍の状況に沿った事業展開ができるよう、引き続き大阪府と連携してまいります。

また、新型コロナウイルスにおいて悪化する労働環境の中であっても、生活困窮者自立支援制度と一体的な就労支援を行うことや女性をサポートする職業能力訓練など、相談者への適切かつ効果的な助言・援助を行ってまいります。

<継続>

② 障がい者雇用の支援強化について

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。

また、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。

（回答）障害福祉課 商工観光課

障害のある方の就労に関する相談については、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談・支援及び事業主への支援を実施する泉州中障害者就業・生活支援センターやハローワーク岸和田等の専門的な相談窓口を紹介するなど、関係機関と連携を図りながら取り組んでいるところです。

障害のある方の雇用促進には、事業者の障害への理解、障害のある方が社会で就労することの意義及び障害のある方を雇用する企業の社会的責任への理解を促すよう、大阪府や大阪障害者職業センター等が実施する事業者向けの研修を今後も周知してまいります。また、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、障害者雇用安定助成金などの制度の周知についても、ハローワーク岸和田など関係機関と連携し努めてまいります。

<補強>

(2) 男女共同参画社会の実現に向けて

① 「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について

「おおさか男女共同参画プラン」（2021-2025）に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。

また、大阪市（町村）民にもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす

取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。

（回答）人権政策課

本市においては、貝塚市男女共同参画計画〈第3期〉コスモスプランが令和4年度末で目標年次を迎えるため、新たに令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とする貝塚市男女共同参画計画（第4期）コスモスプランを策定いたします。計画策定に際しては「おおさか男女共同参画プラン」（2021-2025）の内容も勘案したものいたします。また、この計画において新たに設定した目標を達成するべく、女性活躍の推進に向けて庁内関係部署と連携した取り組みを行ってまいります。また、男女共同参画社会の実現に向けて、市民向けセミナーの開催や、市広報やホームページ・庁舎内掲示板等を媒体とした市民への啓発活動に努めてまいります。

<新規>

②女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。また、市（町村）の特定事業主行動計画に則った女性参画を進めること。

2022年4月から段階的に改正される育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

（回答）人権政策課

男女共同参画社会の実現において、女性の活躍は必要不可欠なものであります。就業を希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるようにすることが最も重要であり、少子高齢社会による労働力不足が懸念されるなか、女性の活躍推進を図ることにより、生産性が高く持続可能な社会の実現にもつながると考えております。事業所内の人権啓発活動を幅広く進展させ、より良い人権尊重社会の実現に寄与することを目的として設立された貝塚市企業人権協議会におきまして、会員事業所に対し研修会や講座等の案内により、育児・介護休業取得が促進されるよう、法の周知を含め啓発活動に取り組んでまいります。

また、庁内においても妊娠・出産届のあった職員に対し、育児・介護休業法の趣旨・内容について個別に説明をしております。

令和5年度に策定予定であります、貝塚市男女共同参画計画（第4期）コスモスプランにおきましても「あらゆる分野への女性参画の推進」および「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」を基本目標に掲げ、女性の管理職割合の増加、男性の育児休業取得率の向上など、目標達成に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

<継続>

（3）労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

労働施策総合推進法が改正され、2022年4月より中小企業においても職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が相談窓口にアクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう、働きかけを行うこと。

（回答）商工観光課

働き方改革関連法及び改正労働施策総合推進法については、大阪府や貝塚商工会議所とも連携し関係団体に周知しております。また、本市も所属している泉南地域労働行政機関

運営委員会において各種雇用労働問題に関する講座を開催し労働法制の周知に努めており、労働相談を受けた場合には、大阪府や大阪労働局など専門機関への紹介を引き続き行ってまいります。

<補強>

(4) 治療と仕事の両立に向けて

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。また、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。

(回答) 商工観光課

産業保健総合支援センターが専門の相談員を配置して実施している治療と仕事の両立支援について、市民への周知に努めてまいります。また、ハローワークと連携し、治療等のためにやむを得ず離職・転職を余儀なくされたかたに対しても、ハローワークの長期療養者就職支援事業を紹介するなど、状況に合った相談窓口を案内いたします。また、大阪府や貝塚市商工会議所と連携して、労働者が健康や医療などを学べるセミナーなどの周知に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府の関係部局と連携して図ること。また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

(回答) 商工観光課

本市においては、中小企業積極的事業展開促進補助金制度や中小企業産業財産権取得促進補助金制度により販路開拓や知的財産の活用を促進し、ものづくり産業の維持・強化を図っております。

② 中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、市の支援策を広く周知広報すること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

(回答) 商工観光課

技能五輪大会出場選手を輩出させる企業への助成について研究するとともに、中小企業で働く若者が技能五輪大会に参加しやすいよう周知に努めてまいります。

<継続>

③ 事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の2021年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%

と全国水準（17.6％）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で起こる自然災害や感染症の拡大により、大阪府内企業での早急なBCP策定が望まれる。引き続き、近畿経済産業局と大阪府が連携する「BCP策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。

（回答）商工観光課

貝塚商工会議所と連携しながら中小企業の事業継続計画（BCP策定大阪府スタイル）の策定支援に引き続き努めてまいります。また、小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」に沿いながら、小規模事業者の防災・減災対策を引き続き推進してまいります。

また、中小企業強靱化法に基づく国による優遇措置について貝塚商工会議所と連携しながら周知に努めてまいります。

<継続>

(2) 取引の適正化の実現に向けて（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。

また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しわ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。

（回答）商工観光課

下請取引適正化の推進のため、国、大阪府、貝塚商工会議所と連携してパートナーシップ構築宣言の取り組み等、関係法令を周知しております。また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」に基づき、労働局、労働基準監督署及び働き方改革推進支援センターと連携しながら、下請法違反等の行為による「しわ寄せ」防止に向けた周知・啓発と相談窓口の案内に努めてまいります。

<継続>

(3) 公契約条例の制定について

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。併せて、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

（回答）契約検査課

公契約条例の制定については、近隣自治体の動向を注視してまいります。

また、総合評価入札制度については、平成28年度から建設工事において試行導入しています。

<新規>

(4) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）順守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

（回答）人権政策課 商工観光課

事業所内の人権啓発活動を幅広く進展させ、より良い人権尊重社会の実現に寄与することを目的として設立された貝塚市企業人権協議会におきまして、会員事業所に対し研修会や講座等の案内により、法令順守の重要性をはじめ、人権意識の高揚に向けた取り組みや人権問題への啓発を進めてまいります。

また、市内で唯一の総合経済団体である貝塚市商工会議所と連携して周知について、取り組んでまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を市町村と連携して整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、「大阪府高齢者計画 2021」の最終年度（2023 年度）を迎えるにあたり、大阪府に対して、施策の進捗状況について検証を行い、より実効性を高めるよう求めること。

（回答）高齢介護課

地域包括ケアシステムの更なる推進に向けて、日常生活圏域における地域ニーズを的確に把握するために、次期介護保険事業計画策定に向けたニーズ調査を実施いたします。また、地域包括ケアシステムに関しては、介護保険事業計画に位置付けており、広報紙やホームページだけでなく市民向けの講座などの機会を活用し、周知に努めております。

「大阪府高齢者計画 2021」は、市町村の介護保険事業計画の推進を支援する計画であることから、本市の介護保険事業計画が円滑に推進されるよう、大阪府に必要な支援及び適切な援助を求めてまいります

<新規>

(2) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、事業における支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うとともに、そのために必要な予算の確保を図ること。

（回答）福祉総務課

制度の狭間にある生活課題を抱えた方や支援を必要としている方に対し、切れ目のない支援をするため、国や大阪府の実施する研修を受講し、適切な支援に努めてまいります。

<継続>

(3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。また、AYA 世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第 3 期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広く周知すること。

（回答）健康推進課 国保年金課

若年世代からの毎年受診については、特定健診では、コールセンターによる案内と個別通知、胃・肺・大腸がん検診では個別通知にて受診勧奨を適宜行うとともに、インターネット予約システムを導入し、集団健診予約の利便性の向上をはかっており、国保加入の30歳以上の方には「人間ドック」、それ以外の35～39歳の方には「さわやか健診」での受診

を案内しています。

乳がん検診については、30～39歳の方には独自事業として毎年受診できる体制を整えています。それ以外の方は、国の「がん予防重点健康教育及び検診実施のための指針」に基づき、40歳以上を対象に2年に1回、子宮頸がん検診についても、同様に20歳以上を対象に2年に1回実施しており、これを改定する考えはございません。

AYA世代へのがん検診の積極的な受診を促すための取り組みとしましては子宮がん検診では、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」において20歳の方を対象に「受診勧奨案内通知」と「検診無料クーポン券」を2回に分けて個別郵送しており、小学校6年生から高校1年生を対象とするHPVワクチン予防接種案内時には、子宮がん検診でのがん予防効果を周知しております。

「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況の検証については、令和4年3月報告の「第3期大阪府がん対策推進計画 中間点検報告書」にある通り、平成30年度～令和2年度では、計画に基づく取組みは、概ね予定通り進んでおり数値の改善傾向がみられていますが、令和5年度までの目標達成見通しは厳しい状況であると認識しております。

また、大阪版健康マイレージ事業については、特定健診受診券送付や保険料決定通知に案内チラシを同封し、ホームページ及び広報誌に掲載するとともに、窓口での受診券再発行時に紹介するなど広く周知する様、努めてまいります。

(4) 医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続>

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。

安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

(回答) 病院総務課 健康推進課

市立貝塚病院では、職員の労働時間、労働災害などの状況について、毎月、院内の労働安全衛生委員会で報告し、職員の健康管理を行っております。また、医師の労働時間上限規制に対しては、他職種へのタスクシフトや業務の見直しを図り、医師の時間外労働の削減に努めてまいります。また、優秀で意欲の高い医師を確保するための環境づくりとして、国内外の短期留学の促進、論文・学会発表に対する助成、表彰制度の構築を行い、看護師においては、特定分野の知識・技術を習得した看護師を評価する院内認定制度やキャリアに応じて能力開発を図る「キャリア開発ラダー」などの構築を行っております。今後も医療技術等の向上に資するよう努めてまいります。

また、潜在医療従事者が大規模災害時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症対応などで、一時的に復職した者が本格的に復職できる仕組みづくりについては、医療機関に対する指導監督権限を有する国及び大阪府の役割であると認識していることから、本市独自に対応する考えはございません。

<継続>

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。また、医療分野での地域間格

差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。

(回答) 病院総務課 健康推進課

市立貝塚病院では、院内保育園の整備や病児保育の実施など、特に子育て中の女性医師でも勤務しやすい環境の整備に取り組んでおります。また、地域で安心して受けられる医療を提供するためには、医師の確保は重要な課題ととらえており、不足しております診療科については、医師の確保に引き続き努めるとともに、大阪府に対しては、地域間格差の解消に向けた医療施策に引き続き取り組まれるよう要望してまいります。

また、「訪問医療」拡充に対する医療機関への助成については、既に医療保険制度において「在宅患者訪問診療料」「往診料」の名目で訪問に対する医療費が支払われていることより、本市独自で助成する考えはございません。

(5) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

< 継続 >

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

(回答) 高齢介護課 商工観光課

介護職員の処遇を改善することは離職防止に繋がることから、介護職員処遇改善加算や、介護職員等特定処遇改善加算等の制度について、ホームページ等により周知を行っております。なお、当該加算の算定においては、職場環境等の要件として、介護職員の資質向上やキャリアアップに向けた支援等に取り組むことも含まれており、制度の適正な実施について、運営指導等の機会をとらえて引き続き指導してまいります。

また、大阪府、市町村介護保険担当課、大阪福祉人材支援センター及び介護保険施設等の関係団体が参加する大阪府地域介護人材確保連絡会議において、地域における介護人材確保に関する情報提供・意見交換等を行っており、今後も介護職のイメージアップや介護人材の確保に向けた取組みを継続してまいります。

< 補強 >

② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報を強化すること。

また、「地域包括支援センター」を拠点に高齢者と子どもが積極的に交流を図ることを通じて、高齢者が生きがいを持って生活できる環境整備や、子どもの心の発展をめざす目的で、高齢者と子どもが積極的に交流を図ることができる施策の検討を行うこと。

(回答) 高齢介護課

現在、浜手・中央・山手の3圏域に1か所ずつある地域包括支援センターが、町会・自治

会単位で開催される拡大地域ケア会議や地域の集いの場に出向き、ニーズの把握、個別課題や地域課題の解決に努めています。また、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする地域包括支援センターの役割について、引き続き広報や市主催のイベント、町会や民生委員・児童委員等、各種団体との関わりを通して周知に努めてまいります。

現在のところ、地域包括支援センターを拠点として高齢者と子どもが積極的に交流を図る施策の検討を行う考えはございません。

(6) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

＜継続＞

①待機児童の早期解消に向けて

大阪府と連携して、計画的に保育園の増設などを整備すること。また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること

(回答) 子育て支援課

本市の待機児童については、4月1日時点で、発生していない状況が平成22年度から続いています。令和2年3月策定の「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」では、本市の子どもや子育て家庭がおかれている現況や将来の保育利用の見込みも含め検討し、新たな教育・保育施設の整備はしないこととしています。

次に、障がいのある児童の受入れや、兄弟姉妹の同一保育施設への入所については、利用者のニーズに対応するため、教育・保育施設の受入体制を考慮しながら推進しております。今後とも引き続き保育の質の向上を図ってまいります。

＜継続＞

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた大阪府と連携して助成金の創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。

(回答) 子育て支援課

子どもが健全に成長するためには、教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、より質の高い教育・保育を安定的に提供していくことが必要であると考えております。そのため民間の保育事業者に対しては、経験豊富で指導力のある保育士等の確保や育成のため、「処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ」の制度を活用し、処遇改善を図っております。また、保育士確保の環境整備の支援については今後、国・府の補助制度の動向を注視しながら検討してまいります。＜継続＞

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。

また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

(回答) 子育て支援課

病児・病後児保育体制の整備として、本市は現在、民間の事業者委託しています。その施設の利用状況は、1日の定員3名、年間約750名の受入が可能です。利用実績が定員に達していないため、現在のところ新たな整備の考えはありません。ネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムの整備などについては、委託事業者と連携しながら可能なことから順次進めてまいりたいと考えます。

次に、延長保育については、市内の全保育施設で実施しており、休日保育については、市内1施設が実施しております。

夜間保育については、現在実施しておりません。これは本市子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査では、市民のニーズがなかったことによるものです。

いずれにつきましても、今後も本市子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な支援に取り組んでまいります。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等、市町村による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、市町村や事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

(回答) 子育て支援課

企業主導型保育事業対象の認可外保育施設については、毎年1回は立入調査を行い、認可外保育施設指導監督基準に基づいた指導を行っております。また、施設開設時には現地確認を行い、基準に基づいた助言等を早期に行うことにより、より良い保育を利用者に提供してもらえるよう努めております。

次に、認可施設への移行については、令和2年3月策定の「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」で新たな教育・保育施設の整備はしないこととしておりますことから、現在のところ移行を進める考えはございません。

<補強>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき市として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行うこと。

NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、市町村が実施している「子ども食堂」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど支援を強化すること。

また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを支援すること。

(回答) 子ども福祉課

子ども貧困対策を進めるにあたり、本市では、第2次大阪府子ども貧困対策計画、第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所、子ども園、幼稚園、また小学校や中学校と連携を取りながら、支援の必要な子どもや家庭の把握に努め、早期対応に努めております。また、令和5年度のこども家庭庁開設や令和6年度のこども家庭センターの設置を視野に入れ、現在、子ども関連の相談窓口の一本化を進めております。ひとり親家庭の児童扶養手当受給者のかたについては、夜間開庁にて、現況届の受付を行い、困りごとなどについての相談対応を実施しております。

子ども食堂に対しては、補助金を支給し、市民や企業からの食材提供の仲介やフードドライブ支援など実施しております。子ども食堂においては、居場所支援としての役割だけにとどまらず、地域でのアウトリーチ的役割をも担っていただいているため、相談対応や虐待対応における基礎的知識を身につけてもらえるよう、講座を開催しております。支援を必要とする子どもや家庭に、適切な支援が届けられるよう、「子ども食堂」、教育機関、民間企業など、様々な社会資源がつながる事業も実施予定でございます。

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加傾向にある。そこで、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

(回答) 子ども福祉課

毎年 11 月の児童虐待防止推進月間に合わせ、市庁舎の懸垂幕、オレンジリボンツリー、駅前の電光掲示板など様々な手法で、児童虐待防止の啓発を実施しております。また、市内大型ショッピングセンターにて啓発グッズ、リーフレットなどを配布し、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知と児童虐待未然防止に努めております。

相談業務を担う職員の専門性を高めるためには、大阪府をはじめとした関係機関が実施する各種研修会に職員を派遣して、能力向上を目指しております。また、児童虐待相談に対応する職員が、保育・教育機関を巡回しながら、要支援・要保護児童の早期発見・早期対応に努めており、他機関の職員の方々と「顔の見える関係」の構築を心掛け、連携強化を図っております。さらに、要保護児童対策地域協議会の機能強化として、在宅児や特定妊婦に特化した会議の新設や、児童相談所との定期的会議の開催などを今年度より実施しております。

<新規>

⑦ヤングケアラーへの対策について

「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」を踏まえ、実態件数の把握と迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。加えてヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」認識していない場合が多いことから、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

(回答) 福祉総務課 子ども福祉課 学校教育課

介護、医療、教育等の支援関係機関と連携し、ヤングケアラーの早期発見に繋げ、家族の状況や支援の有無などの情報を収集するとともに、可能な限り本人や家族のニーズを確認しながら、当事者の意思を尊重した支援を進めるよう努めてまいります。

小中学校に対しては、教育委員会が発行している機関紙にヤングケアラーに関する特集記事を掲載するなどして、理解啓発に努めています。また、各校の学校だよりにもヤングケアラーに関する相談窓口の一覧も掲載しております。

<継続>

(7)自殺念慮者に対する相談体制の強化について

相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらには SNS による相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員のメンタルヘルス対策も充分に行うこと。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPO などの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

(回答) 障害福祉課

本市では、令和 3 年度よりスマホやパソコンから簡単な質問に答えることで、こころの状態をチェックできるシステムを導入し、本システムを利用して相談窓口へつながり組みを実施しているところです。また、自殺対策を行っている NPO 法人から講師を招き、毎年、ゲートキーパー養成研修会を開催しています。今後もこれらの取り組みを継続してまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について (★)

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、課題解決をはかるとともに、子どもの貧困、虐待、自死に関する対策を進める意味からも、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の早期配置、もしくは拡充を行うこと。また、SC 及び SSW の十分な人材確保へ向けた養成・育成について取り組むこと。

(回答) 学校教育課

本市では出退勤管理システムを導入して客観的な勤務時間管理を行っております。今後も全教職員の在校等時間を把握し、長時間労働の是正に努めてまいります。また、教職員の欠員対策につきましては、今後も府に要望するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門人材をすべての学校へ早期に配置するよう国や府に要望してまいります。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市独自の返済支援制度を検討すること。加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

(回答) 学校教育課

奨学金制度の拡充については、国に要望してまいります。地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度を含めた市独自の返済支援制度については、今後の課題であると考えております。コロナ禍において返済困難な労働者に対しては、今後も返還計画の見直しも視野に入れた相談を行ってまいります。

<継続>

(3) 労働教育のカリキュラム化について (★)

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。

(回答) 学校教育課

現在、小中学校においては、キャリア教育の一環として、働くことの意義や職業に関す

る知識について学ぶ機会を設けています。その中で、地域の事業所の経営者や多様な職種に従事している卒業生等を招き、出前授業や聞取り学習を実施する中で、働く上でのやりがいや苦勞、具体的な仕事内容等について学んでいます。また、実際に事業所を訪問し、仕事体験をさせていただくなどの取組みも合わせて行っている学校もございます。

今後も、児童生徒の発達段階に応じて、働くことの意義や知識を深める教育の充実に努めてまいります。

<新規>

(4)消費者教育の推進について

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とくに高校生や大学生への消費者教育は急務となっていることから、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

(回答)学校教育課 青少年教育課

消費者教育については、学習指導要領において、小学校では家庭科で「売買契約の基礎」について、中学校では社会科（公民的分野）で「消費者の保護」について、家庭科で「消費者被害」について取り扱うこととなっており、本市でも学習指導要領に準じて授業を行っています。

また、教材については、文部科学省のホームページに掲載されている「消費者教育の推進について」の資料等も、必要に応じて活用するよう各学校へ周知しています。

さらに高校生や大学生に対しては、A V出演強要問題や「J Kビジネス」問題等の悪徳商法に関する注意喚起を表示したポスターやリーフレットを掲示・配布することにより、消費者被害の予防・啓発を行ってまいります。

(5)人権侵害等に関する取り組み強化について

<補強>

①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知を行うこと。また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2022 年 4 月施行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の趣旨をふまえ、実効性ある施策を推進すること。

(回答)人権政策課

ヘイトスピーチをはじめあらゆる差別の解消に向けて、引き続き教育の充実やセミナー開催などを通して啓発活動に取り組んでまいります。マイクロアグレッションなど無意識の言動による差別についても広報により合わせて啓発してまいります。また、近年増加しているインターネット上での誹謗中傷や差別等に対しましては、府条例の趣旨をふまえ、市民が被害者にも加害者にもなることのないよう、大阪府と連携しながら、インターネット上の人権侵害の解消に努めてまいります。

<補強>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権

問題として多様な価値観を認め合うことが必要であることから、理解を深めるために、行政・市一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針の検証を行うとともに、見直しにあたってはNP0や有識者など幅広い意見を参考に見直すこと。

(回答) 人権政策課

令和2年9月から貝塚市パートナーシップ宣誓制度を導入し、制度の周知及びLGBT等セクシュアル・マイノリティのかたへの理解促進にむけた啓発に取り組んでいるところで。令和4年12月の人権週間には、LGBT当事者を講師として迎え、セクシュアル・マイノリティに対する差別・偏見がない社会を目指し、より理解を深めるため講演会を開催いたしました。今後も性の多様性を認め合える社会の実現に向けて、大阪府の「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」を参考に、引き続き市民への周知、啓発を行ってまいります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題である。そのことから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充を行い、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例(2021年策定)」の使用や面接時における不適切な質問を行わないよう、企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について、市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

(回答) 人権政策課

本市においては、毎年6月の就職差別撤廃月間に貝塚市企業人権協議会と連携し街頭での啓発を行い、広く周知に努めているところです。

また、貝塚市企業人権協議会を通して、大阪企業人権協議会が主催する様々な人権研修会の案内や、市と貝塚市企業人権協議会共催のじんけん入門セミナーの中で企業向けの内容で開催し、人権について学ぶ機会を提供しています。

<継続>

(6)財政状況の点検と適正な財政支出について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、市町村は様々な対策を講じ続ける必要がある。しかし、市町村によっては財政が圧迫され、十分な対策を行うことができないこともありうるため、市町村における財政状況をつぶさに点検し必要な支援を行うとともに、大阪府に対して、必要な財政支援を強力に求めること。

(回答) 行財政管理課

本市財政におきましては、令和3年度の市税収入が、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度に比較して2億円を超える減少となったほか、市民生活を守るための支援や感染拡大防止に臨時の費用を要するなど、新型コロナウイルス感染症による影響があったものと考えています。一方で、本市の行財政改革計画である第三次貝塚新生プランに取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする国府の財政措置等を効果的に活用した結果、令和3年度決算においては、実質収支の黒字とともに実質単年度収支についても黒字決算となったところです。

今後は、引き続き第三次貝塚新生プランに取り組むとともに、国府に対しては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、必要な財政措置を迅速に講じるよう要望してまいります。

<継続>

(7)行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事

務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、デジタルセーフティネットの構築をめざすこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

(回答) 情報統計課

令和4年5月の新庁舎の供用開始に合わせ、独自に電子申請システムを導入し、各種オンライン申請を可能としているところです。このシステムでは、マイナンバーカードを活用し来庁することなく電子申請できるだけでなく、自宅等において必要な行政手続きを事前に申請し、来庁時には生成されたQRコードを提示するだけで、申請書を迅速に作成できる機能も備えています。行政手続きの簡素化や利便性の向上を図るためには、住民のオンライン利用率が課題となるため、引き続き利用促進に努めてまいります。

デジタル化の推進に伴う情報格差の解消については、令和4年度は高齢者向けのスマホ教室を市内各公民館や市役所で実施するとともに、国の「デジタル活用支援推進事業」を活用したスマホ教室や相談会を民間事業者と連携して開催したところです。引き続きこの事業の活用を図り、スマホ教室の開催を継続するなど、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に努めてまいります。

<新規>

(8) マイナンバー制度の定着と活用について

公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し、適切な取扱い行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。また、マイナンバーカードの普及促進をはかるため、プライバシー保護のための安全性の周知と個人情報管理体制の強化を行うこと。

(回答) 政策推進課

マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤です。本市では、出張申請サポート、日曜開庁等により、マイナンバーカードの普及促進と制度周知に努めているところです。またマイナンバーを取り扱う部署においては、行政の効率化、市民の利便性向上に努めるとともに個人情報管理を適切に行っているところです。今後におきましても、マイナンバーカードのさらなる普及促進を図るとともに制度周知に努めてまいります。

<継続>

(9) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

(回答) 選挙管理委員会

本市では、令和3年10月から南海貝塚駅構内にある「まちの駅かいづか」に期日前投票所を増設し、通勤、通学に南海電鉄、水間鉄道を利用する選挙人の利便性の向上は図られたものと考えております。なお、期日前投票所を増設したことから、共通投票所の設置や期日前投票所の投票開始時刻の繰り上げ、終了時刻の繰り下げなど投票時間変更、投票所を設置する施設の公募については考えておりません。

投票方法について自書式から記号式に改めるには、立候補締切後に投票用紙を作成しなければならない、立候補締切から投票日までの期間が短い本市の市議会議員選挙及び市長選挙においては準備が困難であること、また、これまで選挙機器類や電算システムを整備す

ることにより、投開票作業の迅速化・効率化を図ってきたこと、さらに、候補者の氏名等を記載することができない選挙人については、投票所の事務に従事する者が、投票の秘密に配慮しつつ代筆する代理投票の対応を行っていることから、記号式投票の導入は考えておりません。当面、投票制度をめぐる国の動向を注視してまいります。

不在者投票手続きのうち、投票用紙等の請求については、令和5年執行の統一地方選挙からマイナンバーカードによるオンライン申請が利用できます。当面、投票制度をめぐる国の動向を注視してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

＜継続＞

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「**おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度**」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「**3010 運動**」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

（回答）廃棄物対策課

本市では、令和2年3月31日付で閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、一昨年から広報かいづか10月号に「食品ロス削減月間」と題し、賞味期限と消費期限の違いについての理解促進、また、家庭の冷蔵庫を整理し期限間近の食品や使いかけの野菜を使い切るなど、食品ロス削減に取り組む記事を掲載するとともに、ホームページに「3010 運動」についての推奨を行うなど、食品ロス削減に向けた啓発に取り組んでおります。

＜継続＞

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「**食品ロス削減推進法**」に則り、**フードバンク**に対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。また、「**フードバンクガイドライン**」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うとともに、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

（回答）福祉総務課 廃棄物対策課

大阪府や近隣市町の動向を注視し、フードバンクをはじめとする民間団体やNPO法人などとの連携及び本市の教育委員会や関係部局との連携も含め、今後の取組みのあり方について、研究をしてまいります。

＜継続＞

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレ

ーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

（回答）福祉総務課

本市では、悪質クレーム対策に特化した取り組みは行っておりませんが、市内商業施設や公共施設に消費者問題に関する様々なパンフレット等の配架や広報誌及びホームページへの記事掲載を通じて、消費者への情報提供、啓発に努めております。また、消費者教育の一環として、講演会を開催するなど、消費者としての知識・情報を深める機会を提供し、消費者教育の推進に取り組んでおります。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。この間、SNS やアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

（回答）危機管理室 福祉総務課

本市では、特殊詐欺や悪徳商法の撲滅を目的に、広報紙及びホームページに記事を掲載するとともに、公共施設にパンフレットを配架し、消費者への情報提供、注意喚起を行っております。また、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺についての注意喚起についても既に実施しております。さらに、警察と連携し、年金支給日にあわせた街頭啓発活動に取り組んでおります。

<継続>

(5) 「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行った大阪府が、市町村に対してもさらに表明が進むよう働きかけること。とりわけ、政府の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した 2030 年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知は行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている 14 分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

（回答）環境衛生課 商工観光課

本市では、平成 18 年度に貝塚市地球温暖化対策推進委員会を設置し、温室効果ガスの削減について意識共有を図り、市の事務事業に関する貝塚市地球温暖化対策実行計画を策定して全庁的に取り組んでいるところです。今後、行政のみならず市民や事業者を対象とした温室効果ガス削減の取組みを促進し、さらに有効な対策とするために計画の改定を行い、

市域全体の施策について検討していくこととしています。また、市民に対しても、貝塚市住宅省エネルギー設備設置費補助事業において、市内の住宅への太陽光発電設備などの設置を促進するとともに、環境学習などを通じて地球温暖化についての意識喚起を促しております。

大阪府地球温暖化対策実行計画に示す取組みにつきましては、今後も大阪府と連携して、市民や事業者への啓発に努めてまいります。また、商工会議所など関係機関と連携し、情報収集及び情報共有に努めるとともに、国・府の制度や計画をふまえて、必要に応じて支援を検討してまいります。

<継続>

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

(回答) 環境衛生課

本市では現在、蓄電地を併設する住宅太陽光発電システムなどの設置を促進するために、貝塚市住宅省エネルギー設備設置費補助事業を実施し、市内の住宅への再生可能エネルギーなどの利用を促進しているところです。

再生可能エネルギーの導入促進に関する条例の制定については考えておりませんが、引き続き大阪府と連携して、導入促進の啓発に努めるとともに、設備に関する技術開発などの支援の仕組みについて、今後、国や大阪府の動向を注視してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

(回答) 都市計画課

本市の主要5駅のうち、南海貝塚駅、南海二色浜駅、JR和泉橋本駅、水間鉄道貝塚駅の4駅は、鉄道事業者に対して財政支援を行い、既にバリアフリー化が完了しております。

残るJR東貝塚駅につきましても、西日本旅客鉄道株式会社が令和5年度完了に向けて事業をすすめており、整備費用について応分の負担を市として行っております。

なお、これら設備の維持管理・更新費用や設置後の補修等に対する財政支援については考えておりません。

<継続>

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、令和4年度まで固定資産税を軽減する特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・

延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市（町村）や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

（回答）都市計画課

ホームドア・可動式ホーム柵の設置に対する助成や補修に係る助成については、現在のところ考えておりません。なお、高齢者や障害者の方をはじめとしたすべての人の移動の安全性を向上させるための取り組みにつきましては、交通事業者と連携して、今後も進めてまいります。

<新規>

(3)交通マナーの向上について

コロナの感染拡大の影響により、宅配業者も増加している。それにより自転車を巻き込む事故も増加している。原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車運転者マナーの問題も指摘されている。事故防止のための自転車専用レーンの整備や、自転車運転者への法令遵守やマナー向上への周知・徹底を図ること。

（回答）道路公園課

交通マナーの向上につきましては、小中学校を対象に生徒の発達段階を踏まえて自転車の交通安全教育を行い、交通ルールの遵守や危険運転をしないよう指導を行っています。

また、自転車交通安全指導内容の充実に努めるとともに、貝塚市交通安全対策協議会における春秋の交通安全運動やキャンペーン等を通じて、子供から高齢者まで交通安全意識の向上を、今後とも図ってまいります。

また、自転車専用レーンの整備につきましては、貝塚市自転車利用環境の整備に関する基本方針に基づき、青色の矢羽根ペイント等、交通状況を踏まえた整備を検討してまいります。

<継続>

(4)キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険箇所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、必要なメンテナンスも行う事。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、大阪府と連携し、指導・支援を行うこと。また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。

（回答）子育て支援課・道路公園課

本市では、小学校区での通学路の安全対策に加え、未就学児が日常的に集団で移動する経路についても安全確保の対策が必要となることから、「貝塚市通学路交通安全プログラム」に基づき、貝塚市、貝塚警察署、大阪府岸和田土木事務所、国土交通省大阪国道事務所、市内小・中学校、認定こども園等で構成する貝塚市通学路安全推進会議において合同点検を実施し、対策箇所の改善を行っております。

「キッズゾーン」については、現在のところ対象施設からの要望等もないため設置予定はありませんが、今後必要に応じて対応してまいります。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市（町村）民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害時における避難所についての環境整備についてもはかること。また「おおさか防災ネット」の運用状況（登録）について推移を示すこと。

加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等、市町村の支援を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。また「避難所の感染対策・訓練」だけでなく、災害時に市民が避難を躊躇しないようコロナ禍での避難対応のマニュアル・指針を広く府民へ示すこと。地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成の市町村を拡大するよう支援すること。

（回答）危機管理室

本市では、災害の危険性を認識し備えを高めるようハザードマップを掲載した冊子を市内の全世帯、事業所に配布してきました。また、市民や事業者などを対象とした防災出前講座の開催や地域独自の防災訓練への職員の参加並びに支援を行い、地域防災力の向上に努めております。

また「避難行動要支援者名簿」については毎年度更新し、情報伝達体制についても防災行政無線やエリアメール、市のホームページ、SNS等の複数の手段を用いて住民に情報が届くよう努めており、ホームページについても見やすくわかり易いものとなるような工夫を行ってまいります。

次に、おおさか防災ネットの運用状況につきましては、大阪府が運用しており利用者数について市は把握していませんが、本市のホームページのトップページにリンクを貼り付けてあります。

次に、避難所の環境整備については、パーテーションや簡易ベッド、CO2センサーなどを配備するなど充実を図っており、今後とも引き続き充実に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症流行下での災害発生時に機能する医療体制の整備・強化につきましては、岸和田保健所、貝塚市医師会、市立貝塚病院等と連携を深めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災計画の改定については、国の防災基本計画、大阪府地域防災計画の改定される内容を確認し、必要に応じて対応してまいります。

次に、防災士については、民間の資格であることから要請研修機関としての登録は考えておりませんが、本市の自主防災組織活動助成金を利用し、資格取得に役立てていただければと考えております。

<継続>

(6) 地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時には、初期初動体制が極

めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

（回答）危機管理室

地震発生時の初期初動体制については、限られた参集職員で効率的な初動体制を組むために、災害時の優先業務の再整理、全庁的な災害対応体制の整備や職員の対応力強化に努めます。

災害時に、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるためには、職員の居住地や雇用関係を考慮すると、少なくとも府域の自治体全体の合意や課題の整理が必要で、実現は困難と考えられます。

また、昨年度には市内の事業所や市民を対象に改訂版防災ガイドブックを配布し防災意識の啓発に努めております。今後も防災講座等様々な手法で災害への対策に努めてまいります。

（7）集中豪雨等風水害の被害防止対策について（★）

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

（回答）危機管理室・道路公園課・農林課

令和3年7月に想定最大規模の高潮、想定最大規模の降雨による大阪府管理河川の浸水想定区域を反映したハザードマップを作成し、市内の全世帯、事業所へ配布しました。

また、特に災害リスクのある区域に居住する住民に対しては、防災講座など様々な手法により周知・情報提供してまいります。

さらに、避難情報の意味や避難の手順についても、広報かいつかやホームページ、防災講座等を通じて、分かり易い情報発信に努めてまいります。

なお、斜面崩壊、堤防決壊などの対策や森林の治山・治水に関する取組みについては、大阪府が事業主体となりますことから、要望があったことを大阪府に伝えるとともに、荒廃森林については、市としても必要に応じて森林環境譲与税を活用し整備を図ってまいります。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。

さらに災害発生時には市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

(回答) 危機管理室

大型台風等大規模自然災害発生を見込み、安全確保の観点から事業活動を休止することは、それぞれの企業等が自主的に判断するものであり、市が基準を設けることにより制限を課すことは困難ですが、特別警報が発表されるような場合には、公共交通機関の運休など事業活動が休止されることがあることについて、防災講座等を通じて啓発してまいります。

次に、避難所の新型コロナウイルス感染症対策として、パーテーション、簡易ベッド、マスク、消毒液、CO2 センサーなどを備蓄しています。

また、避難所は密になりやすいところであり、避難が必要な場合でも指定避難所以外の安全な場所にある親戚や知人宅等への避難について、災害発生前から検討するよう啓発を進めております。

<継続>

(8) 激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実行性のある対応を進めること。

(回答) 危機管理課 都市計画課

鉄道被災の復旧につきましては、鉄軌道管理者が交通機能の維持及び回復に努めるものと考えますが、被災の状況によっては国及び大阪府に対し、支援の要請を行ってまいります。また、自然災害に備えた気象情報の収集などに努めるとともに、発災時には運行状況、復旧状況や今後の見通しなど、情報共有や早期復旧について鉄道事業者と連携を密にし、利用者の混乱を招くことのないように努めてまいります。

改正踏切道改良促進法の指定を受けて管理体制を定めた踏切につきましては、大規模災害時に早期開放できるよう、大阪府、道路管理者、消防、警察、鉄道事業者などと連携し、訓練等による管理体制の強化に努めています。

<継続>

(9) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

(回答) 危機管理室

本市では、公共交通機関での暴力行為の防止に対する啓発について、貝塚警察署と密接

に連携し、市民への啓発について努めております。

なお、交通事業者が独自で行う防犯カメラの設置や警備員の配置などは事業者負担で行うべきものであり、市が支援措置する考えはございません。

<継続>

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

(回答) 都市計画課

本市では、水間鉄道を基軸路線とし、それを補完する形で福祉型コミュニティバスを運行させており、市役所、商業施設、病院等への移動手段は、既に確保されておりますが、地域の実態にあった移動手段のさらなる充実を目指し、令和5年度に地域公共交通計画の策定に取り組みます。移動販売や商業施設の開設・運営支援については、貝塚市社会福祉協議会が民間事業者による移動販売事業を支援していることから現状では考えておりませんが、今後、当該事業の動向を注視してまいります。また、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」に参加し先進事例の情報収集などを行っております。

<継続>

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者が水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

(回答) 上下水道総務課

本市では、令和元年度から令和10年度までの本市水道事業の基本計画である「かいづか水道ビジョン2019」を策定しております。ビジョンの策定にあたっては、市民生活に欠かせないライフラインでもある水道水を持続的・安定的に供給していくため、「安全」「強靱」「持続」の観点から本市水道事業の現状を分析、評価したうえで、中長期的な視点で目指すべき将来像を描き、具体的な取り組みを検討しました。

労働条件改善に向けた取り組みにつきましては、現状の課題を認識したうえで、進めているところです。

また、地域住民への説明につきましては、当該計画の策定にあたり、広くご意見を頂くためパブリックコメントを実施しており、策定後はホームページで公開するなど積極的な情報公開に努めております。

公共施設等運営権方式（コンセッション方式）につきましては導入する予定はございません。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について (★)

<継続>

①医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐える医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化すること。

（回答）病院総務課・健康推進課

市立貝塚病院では、大阪府からの要請に基づき、軽症中等症の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れております。また、治療に当たって、病院の規模や専門性などの特色に応じて機能分担を図っており、各医療機関との間で連携を行っております。

また、感染症拡大などの緊急時に対応するための医療提供体制の確保や、医療機関連携等の強化については、従来から大阪府市長会を通じ、国及び大阪府に対し要望しているところです。

<継続>

②感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。市民の感染による不安をできるだけ解消し、迅速な支援につながるよう、電話による相談体制を拡充するとともに、変異株の特性を踏まえた感染症の状況や予防方法、感染防止策などの情報を外国人や障がい者などが確実に受け取るができるようにすることを含め、正確な情報伝達を行うこと。

（回答）健康推進課

新型コロナウイルス感染者が宿泊療養するためのホテル等の確保や、当該施設従業員の感染防止対策を含めた運営などに関することについては、大阪府が行うことになっておりますことから、本市独自に対応する考えはありません。

なお、電話による相談については、相談内容に即して大阪府開設のコールセンターの案内や市開設のコールセンターにて対応しています。新型コロナウイルス感染症に関する外国人・障がい者への情報発信については、主に市のホームページより大阪府が実施する外国人対象のリンク表示、障がいのある方には、市の広報で「声の広報」「点字広報」、ホームページの読み上げ機能で対応しております。

<継続>

③PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実に行うこと。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。加えて、新たな変異株の発生と拡大に備えス

クリーニング検査体制の拡充と専門家による研究を支援すること。

(回答) 商工観光課 健康推進課

本市域における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのPCR検査体制の拡充や、感染者の濃厚接触者に対する迅速なPCR検査の実施については、大阪府岸和田保健所がその役割を担っているところですが、本市独自に、症状のない市民のかたを対象に、新型コロナウイルス感染症のまん延防止と社会経済活動の促進を図るため、無料でPCR検査を受検できる「貝塚市PCRセンター」を設置しています。

また、大阪府においては、高齢者施設等の従事者や利用者等に対する迅速なPCR検査実施体制を確保するため、「高齢者施設等スマホ検査センター」を開設し、社会福祉施設等におけるクラスター発生の未然防止に努めているところです。

<継続>

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

(回答) 商工観光課

感染予防のための物資購入に対する助成の考えはありませんが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金など事業者の業種によっては国等の補助金の対象となる場合があることから、制度の周知に努めてまいります。

時差出勤やテレワークなど通勤及びオフィスワークにおける感染防止については、厚生労働省が定めるガイドラインの周知及び啓発に努めるとともに、貝塚商工会議所と連携し、中小企業者等の相談に対応してまいります。

<継続>

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。また、飲食店をはじめとする各事業に対し休業要請を行う場合も同様に、現在に至るまでの休業要請に対する検証を行うとともに、感染防止対策の有効性も勘案したうえで、客観的根拠に基づく要請内容とすること。

(回答) 健康推進課

大阪府に対し緊急事態宣言が発出された際や、まん延防止等重点措置の適用が決定された場合などについては、その内容について、速やかにホームページに掲載し、市民への迅速な情報提供に努めているところです。また、宣言や措置の実効性を高めるため、ホームページに市長メッセージを掲載し、市民や事業者等に対する感染防止対策への協力の呼びかけを行っています。

飲食店をはじめとする各事業に対する休業要請につきましては、都道府県知事に要請権限があることより、要請内容等を含め本市独自で検証する考えはございません。

<補強>

⑥ワクチン接種体制の強化について

希望者全員が安心してワクチン接種できるよう、大阪府と連携の上接種体制を構築するとともに、単身赴任者や学生など居住地以外での接種を含めた接種記録の管理や他の自治体等の連携の体制を構築すること。また副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

(回答) 健康推進課

新型コロナワクチン接種に関し、大阪府とは、日常的に連携を密にしており、国からのワクチン供給を含め、円滑な接種推進に向け、引き続き、連携の強化を図ってまいります。単身赴任者や学生など居住地以外での接種機会については、実際に住んでいる市町村への届出により接種が可能となっています。また接種記録については、国が提供するクラウドのワクチン接種記録システムを利用することで「接種者情報」と「接種者記録情報」より、いつ・どこで・どのワクチンを接種しているかのデータ参照が効率的に行える仕組みになっています。

ワクチン接種に伴う副反応情報については、厚生労働省公表の情報をホームページに掲載し、市民への情報提供に努めているところです。

<継続>

⑦保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所及び保健センターに求められる役割は多岐に渡り、保健所職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。その際、状況に応じて迅速な対応がはかれるようマニュアル等の策定を行うこと。さらには、**大阪健康安全基盤研究所**と十分連携した感染症対策や公衆衛生活動を強化すること。

(回答) 人事課 健康推進課

令和3年度以降、主に新型コロナウイルス感染症対策に携わっている健康推進課には、正規職員を2名、会計年度任用職員を6名増員しており、新型コロナウイルス感染症への対応として任用しています。引き続き、体制整備に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関するマニュアルとして「貝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しております。大阪健康安全基盤研究所等の他機関連携につきましては、大阪府が新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づき実施する対策の中で、本市の役割を果たしてまいります。

<継続>

⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

(回答) 人権政策課

本市におきましては、広報かいつかやホームページにて、ワクチン接種を含む新型コロナウイルス感染症に関連した差別に対して、人権に配慮した冷静な対応をいただくよう市民に呼びかけてきたところです。また12月の人権週間に合わせて、同調圧力とコロナ差別、

及びインターネットと人権についての特集記事を広報誌に掲載、市民に周知をいたしました。今後におきましても、情報発信に努めてまいります。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について (★)

<継続>

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

(回答) 商工観光課

雇用調整助成金については、国の制度であることから、本市に継続の決定権はございません。財源につきましても国が適切に判断するものと考えております。

<継続>

② 新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

(回答) 商工観光課

各種支援制度を市ホームページや市広報に掲載し、市民のかたへの周知を図っています。今後も、さまざまな支援制度については、オンライン申請が困難なかたのために申請書類を市窓口を設置するなど、制度の認知度を高め、迅速に支援が届くよう取組んでまいります。

<継続>

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない市町村に対しては活用促進へ向けた働きかけを行うこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることをないように手続きを簡素化すること。

(回答) 福祉総務課

本市では、生活困窮者自立支援制度と地域就労相談を一体的に実施しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、失業・休業された方や、減収により生活に困窮されている方に対し、それぞれの実情に合わせた相談支援を行っております。「ひとり親」家庭についても、必要に応じて関係機関と連携しながら、多面的に支援を行っております。

す。

住居確保給付金の延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、制度の周知については当該制度の関係部署において、ホームページへの掲載など、引き続き周知に努めてまいります。

今後も住居確保給付金や家計改善相談など、支援を必要とする方に適切な支援メニューを助言・提案し、相談者一人ひとりに寄り添った相談支援ができるよう努めてまいります。

<継続>

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

(回答) 商工観光課

国や府に対し支援施策についての要望を行ってまいります。

8. 大阪南地域協議会独自要請

<継続・一部修正>

(1) ゴミ袋の有料化について

ゴミ収集（ゴミ袋）料金の負担について、各自治体において様々な取り組みがなされているが、結婚・出産等に一定数の配布をするなど、市民サービスの充実について努力をされているか、回答いただきたい。

また、大阪市等で実施している「ふれあい収集」（ゴミ出しが出来ない高齢者・障がい者などへの支援策）等、サービスの拡充がなされているのかそれぞれ具体的に推移を含め示されたい。

(回答) 廃棄物対策課

結婚・出産等に際し、ゴミ袋の配布は行っておりませんが、町会・自治会加入促進策として町会連合会が実施する町会加入世帯へのゴミ袋配付事業に対し助成しているところです。

高齢者等へのごみ出し支援（ふれあい収集）については、国や近隣市町の動向を注視するとともに福祉部局とも連携し、本市にとってどのような方法が適しているのか、現在検討を進めているところです。

<新規>

(2) 各自治体におけるインフラ施設の維持管理について

各自治体の厳しい財政状況のなか、老朽化したインフラ設備の維持管理について、上下水設備及び道路等、更新事業に取り組まれていることと考えますが、クリーンセンター（ゴミ焼却施設）・し尿処理施設等の維持・建設の考え方について、今後の展望を示されたい。

(回答) 廃棄物対策課 環境衛生課

岸和田市と貝塚市を構成市とする岸和田市貝塚市清掃施設組合（一部事務組合）が岸和田市貝塚市クリーンセンターを運営しており、組合が令和2年3月に「公共施設等総合管理計画」を作成しております。この計画の策定過程において、施設の更新及び現施設の延命化を検討し、現施設の延命化が最適であると判断し、稼働開始から50年を目標とし、基幹改良工事や大規模改修を計画的に進める予定となっております。

また、し尿処理施設については、処理施設の広域連携も視野に入れながら、必要最低限の電気・機械・建築設備の更新や改修を行ってまいります。

<新規>

(3) 今後想定される災害や感染症への対応について

①現在、各自治体において進められている南海トラフ地震への対応に加え、線状降水帯が発生した場合の初動対応について、全ての被災者（他の自治体住人を含む）の受入体制を示されたい。

（回答）危機管理室 健康推進課

地震等の突発的な災害への初動体制については、災害発生後、指定避難所の近隣に住む職員が避難所を開設することになっています。被災者の受入れについては、指定避難所は市内の住民に限らず被災された全ての方が利用することができます。

②新型コロナウイルスでの対応を振り返り、今後未知のウイルスが発生・蔓延した場合の対応等、自治体の諸課題を示されたい。

（回答）危機管理室 健康推進課

今後、未知の感染症発生により住民の生命及び健康を保護する必要性が生じた場合には、本市の「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき対策本部を構成し、本市の役割を的確に実施できる様、集中して業務にあたれる体制づくりが必要と考えております。

9. 泉南地区協議会独自要請

<継続・一部修正>

(1) 公共交通機関への財政支援について

市内公共交通機関（電車・バス等）の安定した運営を図るため、水間鉄道安全輸送整備費補助金・貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金の拡充措置を講じること。

新型コロナウイルス感染症流行の影響で利用者が減少している現状があることから、補助金の継続した支給が望まれる。

また、高齢者運転免許返納者が買い物に苦勞する現状が散見されることから、その支援として、移動販売業者の誘致などを検討されたい。

（回答）都市計画課 障害福祉課 商工観光課

水間鉄道安全輸送設備整備費補助金及び貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度と3年度に引き続き令和4年度も拡充措置を講じたところです。

水間鉄道につきましては、市民にとって安全安心な公共交通機関として維持していく必要があることから、今後も鉄道の安全輸送及びコミュニティバス運行に対し補助を行ってまいります。

また、貝塚市社会福祉協議会が移動販売事業を実施していることから当該事業の動向を注視してまいります。

<継続・一部修正>

(2) ごみ集積場所の適正管理について

風雨又は小動物などの影響により、市内のごみ集積場所からごみ（可燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）の飛散が散見される。

管理責任者又は利用する住民が、ごみ集積場所の清潔保持及びきれいな街づくりの推進並びに生活環境の保全を図ることができるよう、効果的な管理方法を明らかにすること。

また、ごみ散乱防止ネット（小動物忌避ネット）の無償貸与又は助成制度の拡充を講ず

ること。

(回答) 廃棄物対策課

ごみ集積場所の適正な使用については、基本的に排出者の責任によるところが大きいとの考えから、利用者間で集積場所を清潔に保てる利用方法を心掛けてもらえるよう、周知に努めております。効果的な管理方法については、集積場所等の状況により異なることから、開発協議や市民からの相談の機会に、個別に対応しているところです。

ごみ飛散防止ネットについて、現状では、利用者間で話し合いのうえ、購入していただいている状況であり、現時点で、ごみ飛散防止ネットの無償貸与や助成制度についての考えはございませんが、近隣市町の状況などを参考に研究してまいります。

<継続・一部修正>

(3) 病児保育の浜手地区への拡充

発熱等で看護の必要がある子どもを抱えながら、やむを得ず出勤しなければならない時に利用できる病児保育は、労働者にとって安心して働くための有益な制度である。

しかし、その認知度は高くなく、必要性があるが利用には繋がっていない現状がある。現状の周知方法に加えて、パンフレットを市内の企業へ配布する等、制度の認知度がさらに高まる取り組みを検討されたい。

また、現状、市内で病児保育を行っている場所は、山手地区に一カ所のみである。貝塚の未来ある子どもたちに、平等にその有益性が担保されるよう、病児保育の更なる拡充について検討されたい。

(回答) 子育て支援課

病児・病後児保育事業については、平成 22 年 10 月より、民間の事業者へ委託し実施しています。その施設の利用状況は、年間約 750 名の受入が可能です。利用実績が定員に達していないため、現在のところ新たに浜手地区への整備の考えはありません。

また、本事業の周知については、現在、市ホームページ等で周知しているほか、令和 4 年 6 月発行の「かいづか子育てガイドブック（市ホームページからも閲覧可）」に掲載し、市内の保育施設や子育て関係施設に配布しております。また、窓口では、委託事業者作成のパンフレットを配布しています。本事業を必要とする子育て家庭への認知が高まるようさらなる周知に努めてまいります。

以上

1. 雇用・労働施策・ワーク・ライフ・バランス

*大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の8者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組む（国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている）。

*大阪人材確保推進会議

大阪府では、府内の製造分野、運輸分野、建設分野、インバウンド関連分野の人材確保を必要とする業界で働くことに魅力を感じ、活躍できるよう、業界及び当該業界の企業のイメージアップと人材確保を図るため、業界団体や行政機関、金融機関等で構成する標記推進会議を設立した。

*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等）を支援する事業。

*地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府（労働環境課）が事務局となり府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

*おおさか男女共同参画プラン

大阪府では、2001年7月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、2010年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定。その後、2006年に一部改訂を経て、2011年に「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」を、2016年には後継計画として「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を策定し、大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきた。その後、新型コロナウイルス感染拡大の影響や社会情勢の変化、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定した。

2. 経済・産業施策・中小企業施策

*中小企業振興基本条例

中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることにより、大阪経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを目的としている。

*技能五輪全国大会・技能五輪国際大会

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供する等、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにおかれている。

全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者（原則23才以下）とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

*BCP: Business Continuity Plan（事業継続計画）

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

***BCP策定大阪府スタイル**

中小企業庁は、令和元年7月からBCP策定に至るまでの入口として、認定されると低利融資や税制優遇等の支援策が受けられる「事業継続力強化計画」（以下、「強化計画」という。）を創設し、大阪府では、事業継続のために最低限これだけは決めておくべき項目に絞り込んだ様式「超簡易版BCP『これだけは！』シート」（以下、「府シート」という。）を令和元年12月に公表した。この「府シート」の記入と「強化計画」の認定取得の両方を行うことを『BCP策定大阪府スタイル』と命名し、大阪府と近畿経済産業局が連携・推進することで、各ツールの利用者の増加を図り、府内中小企業者等のBCP策定率向上、災害対応力向上を図る。

***サプライチェーン**

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

***パートナーシップ構築宣言**

連合会長、経団連会長、日商会頭および関係大臣（内閣府・経済産業省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省）による「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」で創設が決定されたもので、取引先と共存共栄・連携関係を築くために、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言するもの。サプライチェーン全体で適正な取引が行われることで、それぞれの企業が成長し、業績も向上する好循環を生み出すことが期待されている。

***公契約条例**

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市としては神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県としては奈良県で初めて制定された。

***総合評価入札制度**

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用等の視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

***中核的労働基準**

労働に関する最低限の基準を定めたものであり、「結社の自由・団体交渉権の承認」「強制労働の禁止」「児童労働の禁止」「差別の撤廃」の4分野がある。この基準は、国連の専門機関として労働問題を取り扱うILO（国際労働機関）によって定められている。

***人権デュー・デリジェンス**

人権に対する企業としての適切で継続的な取り組み。人権に関わるリスクが発生しているかを特定し、リスクを分析・評価して適切な対策を実行するプロセスのこと。人権侵害の例は、「賃金の不足・未払い」「過剰・不当な労働時間」「社会保障を受ける権利の侵害」「ハラスメント」「強制労働」「児童労働」「外国人の権利侵害」「差別」などがある。

3. 福祉・医療・子育て支援

***地域包括ケア**

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供すること。

***大阪府高齢者計画 2021**

「大阪府高齢者計画 2021」は、「大阪府高齢者計画 2018（計画期間：平成30～令和2年度）」の理念や

考え方を引き継ぎつつも、令和3年度から令和5年度の3年間に実施する取り組みなどを定めるだけではなく、大阪府がこれから取り組んでいく介護保険施策の大きな方向性に関する「羅針盤」となるように検討し策定したもの。また、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、「大阪府認知症施策推進計画」も一体的に策定。

***生活困窮者自立支援制度**

2013（平成25）年12月、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が成立し、2015（平成27）年4月より施行された。

生活困窮者自立支援制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への自立支援策を強化するもの。生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えており、このような生活困窮者に適切な支援を行うため、自治体では、その実情に応じて包括的な支援体制を構築することが必要となっている。そこで、生活困窮者に対する包括的な支援は、中核となる自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業等の任意事業や他制度・他事業による支援及び民生委員や自治会等のインフォーマルな支援を総合的に実施している。自治体では、任意事業の積極的な実施や地域資源との連携等が求められている。

***AYA世代**

Adolescent and Young Adult（思春期・若年成人）の頭文字をとったもので、主に、思春期（15歳～）から30歳代までの世代を指す。AYA世代で発症するがんの特徴としては、「希少がん（新規に診断される症例の数が10万人あたり年間6例未満のがん）」と呼ばれる珍しいがんが多い。また、学業、就職、結婚など、大きなライフイベントが集中する時期でもある。

***第3期大阪府がん対策推進計画**

がん対策基本法第12条第1項に基づく都道府県計画であり、がん対策に関する大阪府の施策の方向を明らかにする行政計画のこと。第3期計画では2018（平成30）年度から2023年度までの6年間の計画期間とし、急速に進む高齢化とともに、府民のがんり患者の増加が見込まれる中、がん患者や家族が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、府におけるがん患者への医療の提供等の現状と課題を把握し、その解決を図るための取り組みを社会全体で総合的かつ計画的に推進する。

***健活10**

大阪府が推進する健康づくりのための取り組みで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に、府民の健康づくりの一層の機運醸成をはかることを目的としている。

***大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”**

大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業における、府民向けサービスの名称。18歳以上の府内在住者が参加でき、専用スマートフォンアプリ「アスマイル」をダウンロードすることで、ウォーキングや特定健診の受診、健康イベント等に参加ができる。健康活動に対してポイントが付与され、さまざまな特典と交換ができる。

***二次医療圏**

都道府県が医療政策を立案するために、一次・二次・三次の医療圏を設定している。一次医療圏は診療所などの外来を中心とした日常的な医療を提供する地域区分で、原則は市区町村が中心。三次医療圏は、重度のやけどの治療や臓器移植など特殊な医療や先進医療を提供する単位で、北海道を除いて各都府県がひとつの区域となる。

二次医療圏は、救急医療を含む一般的な入院治療が完結するように設定した区域である。人口や入院患者の流出入の状況に基づき、通常は複数の市区町村で構成する。医師数や病床数などの計画は二次医療圏をベースにしており、地域医療の基本的な単位といえる。医療の高度化や医師の偏在が進んでいることから、政府は「病院完結型」から「地域完結型」の医療に体制を移行しようとしている。医師の確保策や病院再編の検討も、二次医療圏を軸にして進められている。

***地域包括支援センター**

介護・医療・保健・福祉等の側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、各市町村が設置主体。専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービ

ス、保健福祉サービス、日常生活支援等の相談に応じる。介護保険の申請窓口も担っている。

***放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業**

指導員の勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を、補助することで、一般的に他業種に比較して低いといわれている学童保育指導員の賃金を上げると共に、指導員の学びに応じた賃金制度を実施しやすくすることにより保育の質を高めることをねらいとしている。なお、市町村が実施主体となる。

***企業主導型保育（事業）**

2016年に内閣府が開始した助成制度で、企業が主に従業員向けに保育施設を整備するための事業。自治体の認可は必要ないため、認可外保育施設に位置づけられるが、基準を満たせば整備費の75%相当と運営費の助成が受けられる。

***第2次大阪府子ども貧困対策計画**

大阪府においては、教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取組により、子どもの貧困対策を推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、「子どもの貧困対策推進法」という。）第9条に基づき、平成27年3月に第1次子どもの貧困対策計画を策定した。さらに、企業等とも連携しながら引き続き総合的な取組を進めるとともに、市町村における地域の実情に応じた取組を後押しし、すべての子どもたちが同じスタートラインに立って将来をめざすことができるよう、第2次子どもの貧困対策計画（令和2年度から6年度）を策定。

***子ども食堂**

「子ども食堂」とは、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂であり、おなかをすかせた子どもへの食事提供から、孤食の解消、滋味豊かな食材による食育、地域交流の場づくりと、さまざまです。コロナにおいて、こども食堂は居場所としての開催は難しくなりましたが、それでも日頃からのつながりを生かし、お弁当や食材等の配布などのフードパントリーの活動などにかえ、子ども、子育て世帯等とのつながりを守り、活動を続けている。

***児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）**

児童虐待の防止を目的として2000年に制定された法律。親権者らによる体罰禁止が明記されており、児童相談所の子どもの一時保護を担当する部署と、保護者の相談を受ける部署を分け、虐待事案への対応力を高めること等が盛り込まれている。

***オレンジリボン運動**

「オレンジリボン」は児童虐待防止運動のシンボルであり、児童虐待を根絶することをめざした運動。

***ヤングケアラー**

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護・感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもを指す。

4. 教育・人権・行財政改革施策

***スクールカウンセラー（SC）**

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

***スクールソーシャルワーカー（SSW）**

児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。児童・生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などがある。スクールソーシャルワーカーは、学校、家庭、地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用などを通し、児童・生徒の支援をおこなっている。

***奨学金返済支援制度**

都道府県や地方公共団体（市区町村）、企業等が主体で行っており、条件付きで返還の一部を肩代わり

し、経済的負担・心理的負担の軽減に繋がる。

***大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例**

人種又は民族を理由とする不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生むことにつながる許されない行為であることから、大阪府は2019(令和元)年11月1日、ヘイトスピーチをなくし、全ての人がお互いに違いを認めあい、尊重しあう共生社会づくりをめざして、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」(「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」)を施行した。

***LGBT**

「Lesbian(レズビアン)」、「Gay(ゲイ)」、「Bisexual(バイセクシュアル)」、「Transgender(トランスジェンダー)」の頭文字をとった言葉で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の一部の人々を表す総称。

***SOGI(性的指向と性自認)**

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

***大阪府パートナーシップ宣誓証明制度**

性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。

※府内では、大阪市、堺市、枚方市、交野市、大東市、富田林市において同様の制度が実施されている。(2020年7月1日時点)

***新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**

令和2年度に創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、創設された交付金です。本交付金は、自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、各自治体の判断により、感染症対策等に自由に使うことができる仕組みになっている。

***情報格差**

一般に、情報通信技術(IT)(特にインターネット)の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差を指す。

***マイナンバー制度**

①国民の利便性の向上、②行政の効率化、③公平・公正な社会の実現などの観点から、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用するための制度。

5. 環境・食料・消費者施策

***おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度**

飲食の提供や食材等を販売する企業等が、食品ロス削減に積極的に取り組み、販売活動を通じて食品ロス削減に係る消費者等への啓発活動を実施する際に、大阪府が取り組みを協力・支援し、広く食品ロス削減の啓発を進めることを目的とした制度。

***3010運動**

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後30分は席を立たずに料理を味わい、お開き10分前に自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

***食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）**

2019年5月24日成立、同5月31日に公布された法律。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

***フードバンク**

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

***カスタマーハラスメント**

従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込み等、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

***「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」**

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするとしている。こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあります。

※実質排出量ゼロ：CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

***カーボンニュートラル**

家庭での電力・ガスの使用やゴミの排出から始まり、自動車や航空機の利用、工業、農業にいたるまで、さまざまな活動を通して「温室効果ガス（GHG）」を排出しながら暮らしており、「カーボンニュートラル（炭素中立）」とは、そうした人間活動によって排出される温室効果ガスを、人間活動によってすべて吸収・除去することで、排出量を“プラスマイナスゼロ”にすることを意味する。また、カーボンニュートラルが実現された社会を「脱炭素社会」と呼ぶ。

***「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」**

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を2021年3月に策定。なお、本計画は気候変動適応法第12条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

***再生可能エネルギー**

「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

***避難行動要支援者**

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

***大阪スマートシティパートナーズフォーラム**

「大阪モデル」のスマートシティの実現に向けた推進体制として、企業やシビックテック、府内市町村等と連携して設立されました

※シビックテック（Civic Tech）

シビック（Civic：市民）とテック（Tech：テクノロジー）をかけあわせた造語。市民自身が、テクノロジーを活用して、行政サービスの問題や社会課題を解決する取り組み。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

***大阪健康安全基盤研究所**

公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行う等の業務を推進。

***雇用調整助成金（特例措置）**

雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するもの。特例措置により助成率及び上限額の引上げを行っている。

***新型コロナウイルス感染症対応休業支援金**

新型コロナウイルス感染症及びまん延防止の措置の影響により休業（時短勤務・シフト削減を含む）させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対し支給。

***住居確保給付金**

主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合、市区町村ごとに定める額を上限に実際の家賃額を原則3か月間（延長は2回まで最大9か月間）を支給。

以上